

東京大学大学院経済学研究科における研究不正防止措置について

(平成27年3月4日 教授会承認)

(平成28年2月3日 一部改正)

東京大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）は、「東京大学の科学研究における行動規範」に基づき、研究科に所属するすべての研究者が、科学者コミュニティの一員として研究活動について透明性と説明性を自律的に保証するため、下記の措置をとる。

I 研究倫理教育の徹底

- 1 学部生、大学院生に対し、その教育課程の性質に応じ、各々のガイダンスにおいて研究不正の防止と研究倫理の遵守に関する教育を行う。
- 2 各教員は、研究倫理の確立が専門教育の土台であることを自覚し、普段の授業においても、研究及び研究成果の発表に関するルールの遵守を徹底するよう指導することに努める。レポート等に盗用等の研究不正に該当する行為が発見された場合は、厳正に対処するものとする。
- 3 全学及び研究科の定めるところに基づき、博士学位論文について盗用検知ソフトウェアによる調査を行う。
- 4 特任教員を含む新任教員に対して研究倫理に関するガイダンスを行うほか、全教員に対し、研究倫理担当者により定期的に研究倫理の遵守について注意を喚起する。

II 研究データの保存・開示

発表された研究成果について科学コミュニティが適切な吟味・批判を行うことができるよう、次の要領により、研究に使用した資料及びデータを保存・開示する。

- 1 研究科に所属する研究者（大学院生を含む。以下同じ。）は、発表した研究成果について、使用した資料、データ及びコンピュータプログラムを最低10年間保存しなければならない。その際、分析結果が再現可能なように、使用した資料、データ及びコンピュータプログラムに関して明瞭な説明を付ける必要がある。
- 2 資料、データ及びコンピュータプログラムの保存の形式は、その種類に応じて下記の通りとする。
 - (1) 調査等の結果である経験的なデータについては、生データ又はそのデジタル化されたもの。生データが余りに大量であって保管スペースがない場合は、その内容を記録したものでもよい。
 - (2) 文献については、発表した研究成果の根拠として使用した文献の目録。研究成果自体に出現である文献に関する詳しい注が付されている場合は、それをもって替えることができる。
 - (3) 画像、音声、動画データについては、オリジナル又はデジタル化されたもの。
 - (4) データが外部サーバに保管されており、閲覧時にダウンロードしていない場合は、当該サーバの URL と閲覧した日時。
- 3 資料及びデータの開示の方法は、下記の通りとする。
 - (1) 資料又はデータが図書館、アーカイブ等外部の機関やサーバ等に保管されているものである場合において、研究成果の検証の目的で他の研究者から開示を求められたときは、すみやかにその所在を明らかにできるようにしておかなければならない。
 - (2) 研究者個人が保有している資料又はデータについては、その資料又はデータを用いた研究が継続中である場合、研究に支障を来す場合、第三者に迷惑がかかるおそれがある場合その他の特段の事情がある場合を除き、研究成果の検証の目的で他の研究者から開示を求めら

れたときは、それを公開するものとする。また、研究不正の疑いが生じたために東京大学又は他の機関の調査委員会から求められたときは、すみやかにそれを提出することができるようにしなければならない。

- 4 研究倫理担当者は、研究科所属の研究者に対し、定期的に上記の資料及びデータ保存の手続の遵守について注意を喚起し、また、必要と認める場合には、資料及びデータの所在に関する情報の提供又は研究者が保管している資料若しくはデータの提出を求めることができる。